

物価高騰から 生活を守る 大幅賃上げを 求める署名

コロナ禍におけるサプライチェーンの混乱やロシアのウクライナ侵攻、急激な円安などの影響で消費者物価が急騰し、依然として終息の兆しが見えません。2023年2月の消費者物価指数は前年同月比で3.1%の上昇となりました。政府の電気・ガス料金の抑制施策によって、前月から上昇率は鈍化したものの、真に物価上昇に歯止めがかかったわけではなく、ひきつづき消費者物価指数は高水準を維持しています。実質賃金のマイナス傾向がつづくなかで、歴史的な物価高が労働者・住民を直撃し、生活悪化に拍車がかかっています。これは公務労働者として例外ではありません。

こうしたもと、岸田首相は第211回通常国会の施政方針演説で「物価上昇を超える賃上げが必要」と強調し、「公的セクターや、政府調達に参加する企業で働く方の賃金を引き上げます」とも明言しました。当然、ここには国家公務員や地方公務員も含まれるべきです。公務労働者の賃上げは、900万人以上の労働者に影響し、地域経済にも広く波及します。労働者・住民の生活改善、景気回復にむけてすべての公務労働者の大幅賃上げ等を求めます。このことは、この間相次ぐ自然災害や新型コロナウイルス感染症等への対応をはじめとして、住民のいのちや暮らし、権利を守るために昼夜を分かたず奮闘する公務労働者の労苦に応えることにもなります。

労働者・住民が安心して働きくらしを社会を実現するとともに、良質で安定した公務・公共サービス、教育を提供するためにも、23年人事院勧告において以下の要求を実現するよう求めます。

【私たちの要求】

1. 住民のいのち・くらし、権利を守る公務労働者の賃金・一時金を大幅に改善すること。
2. 地域手当の支給地域の拡大や支給割合を高位平準化するなどして賃金の地域間格差を解消すること。
3. 初任給を抜本的に改善すること。少なくとも民間との格差は早期に解消すること。
4. 再任用職員の賃金を大幅に引き上げるとともに、一時金の支給月数改善、生活関連手当等を支給するなど、常勤職員との格差を解消すること。
5. 臨時・非常勤職員の一時金や生活関連手当等を常勤職員と同様に支給すること。また、病気休暇の有給化や採用当初からの年休取得を可能とするなど、常勤職員との均等・均衡待遇をはかること。
6. 物価高騰に対応するため、諸手当について、以下の事項を実現すること。
 - ① 職員に自己負担を生じさせることのないよう通勤手当の支給要件・支給額を改善すること。
 - ② 寒冷地手当の級地区分や指定基準を改め、支給額等を改善すること。

氏名	住所

※お預かりした個人情報は、人事院への要請以外に使用しません

最終締め切り7月19日

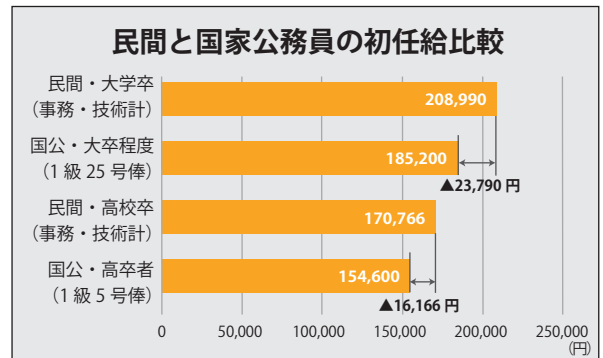
23 人勸で生活改善できる 大幅賃上げを！

いのち・暮らしを守る 担い手の確保は待たなし

～初任給を抜本的に改善しよう！

今春闘で、採用者確保のために初任給を大幅に引き上げる民間企業も目立ちます。一方、国家公務員の高卒初任給は民間初任給と比較して低く抑えられており※、全労連公務部会の試算では、最低賃金の全国加重平均 963 円を下回っています。

こうした状況では、いのちや暮らしを守る担い手が確保できません。公務・公共サービス、教育を拡充するためにも公務員の初任給を大幅に改善する必要があります。



(※民間初任給には諸手当等が含まれている額となっています)

準拠区分	人数 (万人)	準拠区分	人数 (万人)
国家公務員	74.9	私立学校	43.1
常勤 (人勸適用)	(28.2)	民間病院等	105.1
検察官	(0.3)	公益法人	29.1
特別職	(29.8)	地方公務員	395.6
行政執行法人職員	(0.7)	一般職	(280.4)
非常勤	(15.9)	地方公営企業	(45.8)
独立行政法人	16.6	臨時・非常勤	(69.4)
国立大学法人	15.2	地方独立行政法人	7.8
駐留軍	2.6	地方公社・第三セクター	21.9
特殊法人	2.4	農協・漁協・森林組合	19.7
認可法人	7.3	社会福祉関係	121.5
郵政グループ	38.9		
合計			901.7

全労連公務部会調べ

公務労働者の賃金決定は 900 万人に影響

～公務職場から賃上げのうねりをつくろう！

物価の高騰が止まらないなか、民間労働者もさることながら公務労働者も厳しい生活を余儀なくされています。生活改善にむけて少なくとも物価高騰を上回る賃上げが民間・公務問わず必要です。

公務労働者の賃金決定は 900 万人以上の労働者の賃金や労働条件に直接影響すると言われ、地域経済にも広く波及します。今夏の人事院勧告と政治の責任で 1 日も早い大幅賃上げを実現させ、民間企業・労働者へ波及させていくことが求められています。

同じ仕事して 20%もの格差はおかしい (怒)

～賃金の地域間格差をただちに解消しよう！

公務労働者は、全国どこでも同様の公務・公共サービス、教育を提供するために日々奮闘しています。しかし、同じ役職で同じ仕事をしていても、職場の所在地の違いによって地域手当で最大 20%もの賃金格差が設けられ、0%地域は 1,447 市町村と大多数を占めています。

このことが、地域別最低賃金をはじめとする民間賃金の地域間格差を固定化させる要因となり、地方部から都市部への人口流出にも拍車をかけ、職員確保も困難にしています。現在、最低賃金のランク制度の見直しがすすめられていますが、全国一律最賃制度の確立にむけても、民間・公務ともに賃金の地域間格差を早急に是正・解消していく必要があります。

地域手当の支給割合とその地域	
20%	東京特別区
16%	横浜市、大阪市 など 21 市
15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 など 24 市
12%	神戸市 など 18 市
10%	水戸市、大津市、京都市、奈良市、広島市、福岡市 など 43 市
6%	仙台市、宇都宮市、甲府市、岐阜市、静岡市、津市、和歌山市、高松市 など 94 市町
3%	札幌市、前橋市、新潟市、富山市、金沢市、福井市、長野市、岡山市、徳島市、長崎市 など 70 市町村
0%	青森市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、鳥取市、松江市、山口市、松山市、高知市、佐賀市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市 など 1,447 市町村

人事院規則九 - 四九より 全労連公務部会で作成

大幅賃上げ
署名に
ぜひご協力
ください

すべての労働者、住民、子ども、 保護者のみなさんと手をたずさえて

物価高騰を上回る大幅な賃上げがなければ、労働者・住民の暮らしは守れません。人事院勧告制度の持つ社会的影響力を踏まえ、すべての労働者の賃上げを基本に、最低賃金の引き上げと全国一律制、非正規労働者の均等待遇などの賃金・労働条件の底上げと人事院勧告制度に対するとりくみをしっかり結合し、民間と公務が一体となって運動することがますます大切になっています。